（港湾業務情報化研究室の所掌事務）

第百四条　港湾業務情報化研究室は、港湾、航路及び港湾に係る海岸に関する整備、利用、保全及び管理（航路にあっては、整備、保全及び管理）に係る情報化に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（港湾施工システム・保全課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百五条・第百六条　（略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（技術政策企画官） **第十九条**　企画部に、技術政策企画官一人を置く。 2　技術政策企画官は、技術に関する重要事項及びこれに関する研究の企画及び立案（地理空間情報政策調整官の所掌に属するものを除く。）並びに総括に関する事務を整理する。 （企画部に置く課等） **第二十一条**　企画部に、次の五課及び一室を置く。 企画調整課 技術管理課 測量指導課 国際課 地理空間情報企画課 防災推進室 （地理空間情報企画課の所掌事務） **第二十七条**　地理空間情報企画課は、地理空間情報及び地理情報システムの整備及び利用に関する事項の企画及び立案並びに総括に関する事務をつかさどる。 （地殻監視課の所掌事務） **第六十二条**　地殻監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　前四号に掲げる事務に関する調査及び研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。 六　（略） （建設専門官） **第七十二条**　国土地理院に、建設専門官五人以内を置く。 2　（略）	（研究企画官） **第十九条**　企画部に、研究企画官一人を置く。 2　研究企画官は、技術に関する研究の企画及び立案（地理空間情報政策調整官の所掌に属するものを除く。）並びに総括に関する事務を整理する。 （企画部に置く課等） **第二十一条**　企画部に、次の四課及び二室を置く。 企画調整課 技術管理課 測量指導課 国際課 地理空間情報企画室 防災推進室 （地理空間情報企画室の所掌事務） **第二十七条**　地理空間情報企画室は、地理空間情報及び地理情報システムの整備及び利用に関する事項の企画及び立案並びに総括に関する事務をつかさどる。 （地殻監視課の所掌事務） **第六十二条**　地殻監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　前四号掲げる事務に関する調査及び研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。 六　（略） （建設専門官） **第七十二条**　国土地理院に、建設専門官四人以内を置く。 2　（略）

（新設）

第九十九条・第百条　（略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。